

部活動のあり方に関する方針

1 部活動の在り方に関する方針

この方針は、本校の部活動における活動の適正化を示し、過度な活動による身体的・肉体的健康被害を防止し、学業と部活動の両立を図り、将来の進路を見据えた有意義な高校生活を過ごせること。また、指導する職員の部活指導における過重な負担を軽減し、心身の健康の保持・増進を図る目的で策定する。

2 指導者の留意点

- (1) 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。
- (2) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や開催の見直し等、適切に対応すること。特に夏季の活動においては、熱中症対策に十分気を配り、気温の高い時間帯の活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動を中止する。大会等への参加についても同様とする。
- (3) 指導者は、生徒や自身の心身の健康維持・増進に努め、休養日の設定を遵守し、休養を取得しなければならない。

3 休養日の設定

部活動における休養日の設定は、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスが取れた生活を送ることができるよう以下のとおりとする。

(1) 学期中の休養日の設定

学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。土日は少なくとも1日以上休養日とする。週末に大会に参加した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日の設定

長期休業中の休養日設定は、学期中の休養日設定に準じて行う。

(3) 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に効果的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。長期休業中の部活動についてもこれに準ずるものとする。

4 体罰の禁止

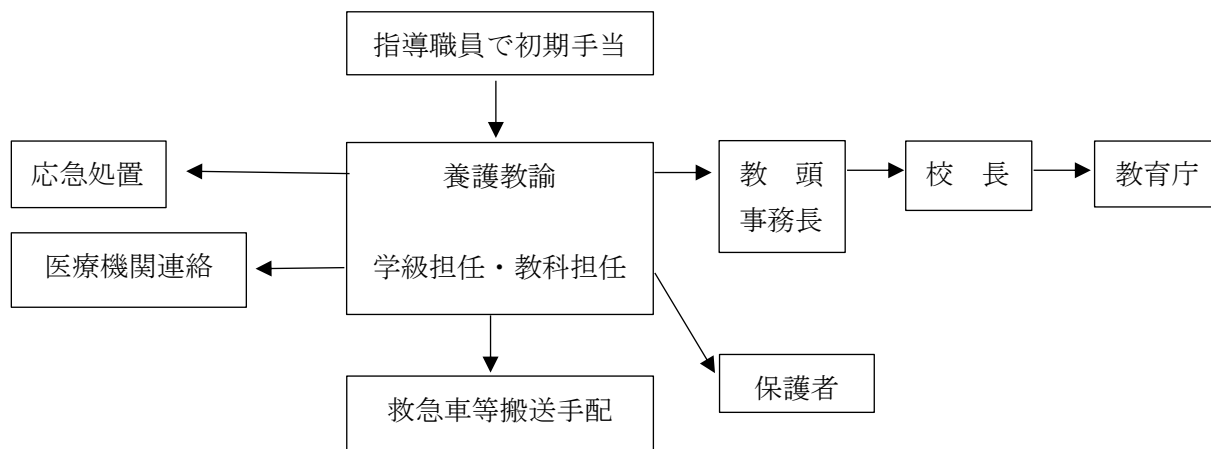
部活動は、学校の教育の一環として行われるものを十分に踏まえ、如何なる指導であっても体罰は許されないことを肝に銘じ指導に当たること。なお、相談窓口は教頭とする。

5 部活における年間計画

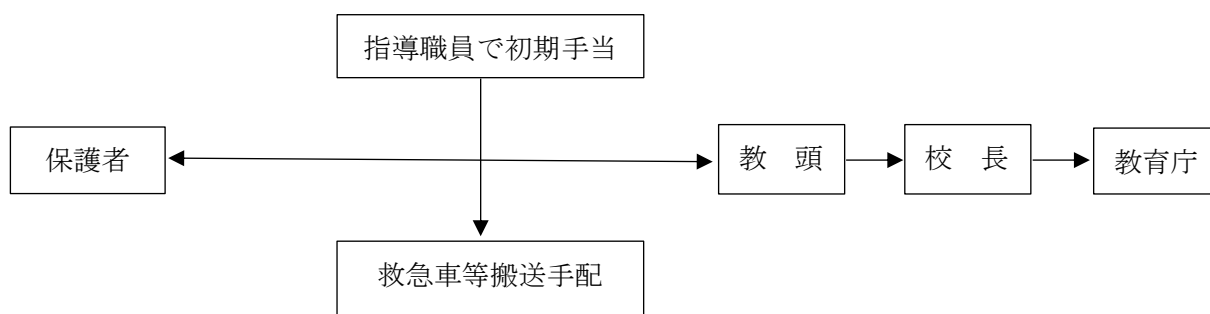
部顧問は、部活動における指導者の留意点や休養日の設定を基に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を4月末日までに校長に提出する。また、毎月の活動計画及び実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を校長に提出しなければならない。

6 事故発生時の対応

(1) 平日の対応



(2) 土日及び祝祭日



(3) 緊急連絡先

うるま消防本部	9 7 4－0 3 6 3
県立中部病院	9 7 3－4 1 1 1
中頭病院	9 3 9－1 3 0 0
県立学校教育課	8 6 6－2 7 1 5

この方針は、2019年4月1日より施行する。